

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しの際に消火器の準備と消防署への届出が必要になります

平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、網走地区消防組合火災予防条例が平成 26 年 8 月 1 日から以下のように改正されます。

〈消火器の準備と届出の対象〉

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等（※）を使用する場合は、迅速な初期消火と、被害拡大防止の観点から、消火器の準備をした上で使用することを義務付けることとなります。

また、これら露店等を出店する場合には、屋内・屋外の開催を問わず、所轄消防署へ露店等の開設に係る事前の届出（※※）を義務付けることとなります。

※ コンロ、グリドル、ストーブ等（気体燃料、液体燃料及び固体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具をいう。以下同じ。）



グリドル



コンロ



※※ 届出書（露店等の開設届出書）は、このホームページからダウンロードできます。

例) 町内会の祭りでコンロ等火を使う露店を出店する場合

⇒ 消火器+届出が必要

例) 近親者によるバーベキュー ⇒ 対象外

例) 幼稚園などの父母が主催するもちつき大会 ⇒ 対象外